

1. 平成9年9月17日 東京都福祉局社会保険指導部保険医療課あて要望

平成9年9月17日

東京都福祉局社会保険指導部
保険医療課 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

東京都の「保険審査会決定」非干渉の誤り

柔道整復療養費保険審査にあたり、審査会がその自己責任の下において行政当局から独自に審査を行うことは当然です。しかし、審査会が（審査委員の権限も含む）誤った審査及び不適当な審査を行っている場合、この適正を図ることは当局の責任と使命です。直接的な審査の誤りに関しては当該事案に対する再審査などを行うものであるが、さらに、そうした誤った審査及び不適当な審査を行う審査会及び委員に対する注意・指導は当局の責任と使命で、この責任と使命を放置あるいは回避するならば、これは、別途、当局自身の責任と使命を問われるものです。具体的には平成9年7月17日(次記)の要望などにも指摘しているところです。なお、審査委員自身の資質とともに当該委員を推薦している者の責任も注意も大事です。不勉強な委員を推進して周りに迷惑を及ぼすことのないよう注意が求められる次第です。

東京都保険審査会及び委員の留意点

1. 東京都当局の留意点

1) 審査会及び委員に対する注意・指導

審査会及び委員の推薦者・選出者に対する認識の注意・指導。

審査委員に関する認識の注意。

「法律」と「行政指導」の意味の理解困難な委員とそうした者を推薦・選出する者に対する都当局としての注意・指導。

2) 整復師業務に関する注意・指導

整復師業務と健康保険制度に関して、特に、不相当取り扱い「傾向的不相当取り扱い」者の抽出、注意、指導。

3) 保険者に関する注意・指導

保険者の整復師業務と健康保険制度に関する認識の注意・指導。

「法律」と「行政指導」の理解の注意・指導。

保険者の権利乱用の注意。調査権乱用。査定権乱用。

「傾向的不相当取り扱い者」抽出の努力。

2. 保険者の留意点

1) 整復師業務と健康保険制度に関する理解。

2) 「法律」と「行政指導」の理解。

3) 保険者の権利乱用の注意。調査権乱用の注意、査定権乱用の注意。

4) 「傾向的不相当取り扱い者」抽出。都当局への報告、紹介、保険審査会提案。

3. 審査会及び委員の留意点

1) 「法律」と「行政指導」の理解

2) 審査権乱用の注意。自己の認識不足を強行する権威主義の注意。

3) 「傾向的不相当取り扱い者」に対する審査会の対応

4. 審査会の具体的注意

審査会委員の注意点は、一般的に、審査委員自身の基本的認識に不備・欠陥があることを気付かず、そうした不備・欠陥による取り扱いを審査権により正当化する誤りです。即ち、審査以前の法律と行政指導の意味についても殆ど認識がなく、厚生省通知の一方的強要を旨とする程度の資質の疑問です。このような問題に次のような事例があります。

- ① 「傷病名」と「算定部位名」の趣旨の理解困難の件
- ② 原因「急性」と「亜急性」の趣旨の理解困難の件
- ③ 慢性原因→内科的傷病とする件
- ④ 自筆署名強行の件
- ⑤ 長期治療理由記載強行の件
- ⑥ その他、厚生省通知に反する事案を不可とする件

以上のような事例は、いずれも整復師業務の多様性・複雑性を理解しようとしていない審査委員が、自己の能力を顧みず、審査権をもって正当化するために問題化するものです。

実は、整復師の健康保険取り扱いは審査会以前の健康保険法自体の変則適用のために重大な困難性があります。そして、こうした困難性を基とするために算定基準も重大な不備欠陥があります。厚生省当局の真剣な努力により少しずつ改善が図られていますが、しかし、時代遅れの不備・欠陥は未だ大きな障害となっています。因に、療養費支給申請書ひとつを見ても医師は法定ですが整復師は行政指導です。即ち、整復師の理解と協力によるもので、行政指導に従わないから不可などとする訳には行かない次第です。ましてや掲げられた事案に対して審査権をもって一方的に決めつけることはできません。

審査会の基本的取り組みは、個々の審査案件については当該整復師との相互理解にあたるものですが、もうひとつの大事なことに、当局及び保険者との協力体制のもとに「傾向的不適当取り扱い者」に対して抜本的対応を図ることがあります。このことについては特に保険者の努力が大事ですが、その上に行政と審査会の協力体制が求められる次第です。

5. 改めて、東京都当局の整復師健康保険取り扱いに関する取り組み

- 1) 健康保険制度に対する「法律」と「行政指導」について、都当局自身の理解
- 2) 審査会及び委員に対するの「法律」と「行政指導」の注意・指導
特に、「審査会統一見解」乱用による委員に対する注意・指導
- 3) 審査委員推薦者に対する「不適格者」推薦の注意
- 4) 保険者に対する整復師と健康保険に関する「法律」と「行政指導」混同の注意・指導
- 5) 保険者の「傾向的不適当取り扱い者」対策と調査権乱用の混同の注意・指導
- 6) 保険者提起「傾向的不適当取り扱い者」への協力
- 7) 厚生省当局への整復師健康保険算定基準に関する注意点の紹介